

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されたことを踏まえ、当ステーションでは、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」を算定いたします。

【目的】

地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供する。

【資格情報の提供】

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行う。また、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、看護サービスの提供以外の目的には使用しない。

【算定内容】

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月を算定

【対象者】

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方

【施設基準】

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制及び居宅同意取得型のオンライン資格等システムの活用により、看護師等が利用者に診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 以上の掲示事項について当ステーションホームページに掲載していること。